

○経済産業省令第二十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）及び計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の規定に基づき計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月一日

経済産業大臣 茂木 敏充

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「日本工業規格Z八八〇二（一九八四）の七・二・二」を「日本工業規格Z八八〇二（二〇一一）の八・二・二」に改める。

第十一条第一項第五号ハ（8）中「日本工業規格B八五七二一一（二〇〇八）の八・六・二」を「日本工業規格B八五七二一一（二〇〇八）の八・六・二又はB八五七四（二〇一三）の八・六のデジタル信号」に改める。

第二十五条中「様式第十二から様式第五十三までによるものとする。」を「日本工業規格S二三五〇容

量表示付きガラス製びん（壺）附属書Bによる。」に改める。

第二十六条を次のように改める。

（容器の材質）

第二十六条 法第十七条第一項の経済産業省令で定めるものは、日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壺）の材質を有する容器とする。

第二十七条を次のように改める。

（高さ）

第二十七条 法第十七条第一項の経済産業省令で定める高さは、日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壺）附属書Eによる。

第三十条第二項を次のように改める。

2 法第六十条第二項第二号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特殊容器の検査に必要な設備は、日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壺）によること。

二 法第六十三条第一項第一号に適合しているかどうかの検査の方法は、日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壺）附属書Cによること。

三 法第六十三条第一項第二号に適合しているかどうかの検査の方法は、日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壺）によること。

四 特殊容器の検査を行った場合は、速やかに次に掲げる事項を記載した検査記録を作成し、当該検査を行った日から三年以上保存すること。

イ 検査を行った特殊容器の型式及び数

ロ 検査を行った特殊容器のロットの製造年月日及び数

ハ 検査を行った年月日及び場所

ニ 検査を行った者の氏名

ホ 検査の方法

ヘ 検査の結果

第三十二条第二項第一号中「明りよう」を「明瞭」に、「ものとする」を「こと」に改め、同項第二号

を次のように改める。

二 容量の表記は、容易に消滅せず、かつ、明瞭に読みとれるもので、日本工業規格 S 二三五〇容量表
示付きガラス製びん（壺）によること。

第三十三条を次のように改める。

（容量公差）

第三十三条 法第六十三条第一項第二号の経済産業省令で定める容量公差は、日本工業規格 S 二三五〇容量表示付きガラス製びん（壺）の附属書 A による。

別表第一第十三号から第十七号までの第四欄中「基準はかり」を「基準はかり又は基準分銅及び基準密度浮ひよう又は基準比重浮ひよう」に改める。

別表第一第十八号の第四欄中「基準はかり及び液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計」を「基準はかり又は基準分銅及び液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計又は基準比重浮ひよう」に改め、同欄に次のように加える。

三 液体メーター用基準タンク

別表第三を次のように改める。

別表第三 削除

様式第十二から様式第五十三までを次のように改める。

様式第十二から様式第五十三まで 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一条に関する改正規定は、平成二十六年十一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の日以後にする計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）を受けた型式に属するものとして法第八十四条第一項（法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示（以下「型式承認表示」という。）が付された液化石油ガスメーターの補助装置（日本工業規格B八五七四（二〇一三）の八・六のデジタル信号の適用を受けることができるものに限る。）の平成二十六年十月三十一

日以前に型式の承認を受けた型式に属するものとして型式承認表示が付された液化石油ガスメーターの補助装置への取替えは、当分の間、この省令による改正後の計量法施行規則第十一条第五号ハ(8)に係る簡易修理とみなす。